

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関134機関

(2) 監査対象期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年10月1日～令和7年1月15日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福 岡 教 育 事 務 所	令和6年10月29日～令和6年10月31日 令和7年1月15日
北 九 州 教 育 事 務 所	令和6年10月1日～令和6年10月2日
北 筑 後 教 育 事 務 所	令和6年10月3日～令和6年10月4日
南 筑 後 教 育 事 務 所	令和6年10月22日～令和6年10月23日
筑 豊 教 育 事 務 所	令和6年10月10日～令和6年10月11日
京 築 教 育 事 務 所	令和6年10月8日～令和6年10月9日
教 育 セ ン タ ー	令和6年10月10日
体 育 研 究 所	令和6年11月19日
美 術 館	令和6年11月15日
図 書 館	令和6年11月15日
社 会 教 育 総 合 セ ン タ ー	令和6年10月11日
英 彦 山 青 年 の 家	令和6年11月21日
少 年 自 然 の 家 「 玄 海 の 家 」	令和6年10月16日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
九 州 歴 史 資 料 館	令和 6 年11月21日
青 豊 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
築 上 西 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
育 徳 館 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
苅 田 工 業 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
京 都 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
行 橋 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
門 司 学 園 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
門 司 大 翔 館 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
小 倉 南 高 等 学 校	令和 6 年10月17日
小 倉 商 業 高 等 学 校	令和 6 年10月18日
小 倉 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
小 倉 工 業 高 等 学 校	令和 6 年10月18日
小 倉 西 高 等 学 校	令和 6 年10月24日
北 九 州 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
小 倉 東 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
戸 畑 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
ひ び き 高 等 学 校	令和 6 年10月22日
戸 畑 工 業 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
若 松 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
若 松 商 業 高 等 学 校	令和 6 年10月23日
八 幡 高 等 学 校	令和 6 年10月23日
八 幡 中 央 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
八 幡 工 業 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
八 幡 南 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
北 筑 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
東 筑 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
折 尾 高 等 学 校	令和 6 年10月22日
中 間 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
遠 賀 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
宗 像 高 等 学 校	令和 6 年10月24日
光 陵 高 等 学 校	令和 6 年10月24日
水 産 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
玄 界 高 等 学 校	令和 6 年10月25日
新 宮 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
福 岡 魁 誠 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
須 恵 高 等 学 校	令和 6 年10月25日
宇 美 商 業 高 等 学 校	令和 6 年10月25日
香 住 丘 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
香 椎 高 等 学 校	令和 6 年11月15日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
香 椎 工 業 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
博 多 青 松 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
福 岡 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
筑 紫 丘 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
柏 陵 高 等 学 校	令和 6 年10月16日
福 岡 中 央 高 等 学 校	令和 6 年10月29日
城 南 高 等 学 校	令和 6 年11月15日
修 猷 館 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
福 岡 工 業 高 等 学 校	令和 6 年10月29日
福 岡 講 倫 館 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
早 良 高 等 学 校	令和 6 年10月17日
玄 洋 高 等 学 校	令和 6 年10月30日
筑 前 高 等 学 校	令和 6 年10月30日
春 日 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
太 宰 府 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
福 岡 農 業 高 等 学 校	令和 6 年10月18日
筑 紫 中 央 高 等 学 校	令和 6 年10月31日
武 蔵 台 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
筑 紫 高 等 学 校	令和 6 年10月31日
糸 島 高 等 学 校	令和 6 年11月 1 日
糸 島 農 業 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
小 郡 高 等 学 校	令和 6 年11月 7 日
三 井 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
久 留 米 筑 水 高 等 学 校	令和 6 年11月 1 日
明 善 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
久 留 米 高 等 学 校	令和 6 年11月 5 日
三 潞 高 等 学 校	令和 6 年11月 5 日
大 川 樟 風 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
伝 習 館 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
山 門 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
三 池 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
三 池 工 業 高 等 学 校	令和 6 年11月 5 日
大 牟 田 北 高 等 学 校	令和 6 年11月13日
ありあけ新世高等学校	令和 6 年11月13日
八 女 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
八 女 工 業 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
福 島 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
八 女 農 業 高 等 学 校	令和 6 年11月19日
浮 羽 工 業 高 等 学 校	令和 6 年11月 6 日
浮 羽 究 真 館 高 等 学 校	令和 6 年11月21日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
朝 倉 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
朝 倉 東 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
朝 倉 光 陽 高 等 学 校	令和 6 年11月 6 日
田 川 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
東 鷹 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
田 川 科 学 技 術 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
西 田 川 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
稲 築 志 耕 館 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
嘉 穂 高 等 学 校	令和 6 年11月 6 日
嘉 穂 東 高 等 学 校	令和 6 年11月 7 日
嘉 穂 総 合 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
鞍 手 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
直 方 高 等 学 校	令和 6 年11月 1 日
筑 豊 高 等 学 校	令和 6 年11月14日
鞍 手 竜 徳 高 等 学 校	令和 6 年11月21日
築 城 特 別 支 援 学 校	令和 6 年10月 1 日～令和 6 年10月 2 日
小 倉 聴 覚 特 別 支 援 学 校	令和 6 年10月 3 日～令和 6 年10月 4 日
北 九 州 視 覚 特 別 支 援 学 校	令和 6 年10月10日～令和 6 年10月11日
特別支援学校「北九州高等学園」	令和 6 年11月14日
古 賀 特 別 支 援 学 校	令和 6 年10月 3 日～令和 6 年10月 4 日
福 岡 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月13日
福 岡 聴 覚 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月13日
福岡高等聴覚特別支援学校	令和 6 年11月13日
太 宰 府 特 別 支 援 学 校	令和 6 年10月 8 日～令和 6 年10月 9 日
福 岡 視 覚 特 別 支 援 学 校	令和 6 年10月 1 日～令和 6 年10月 2 日
福岡高等視覚特別支援学校	令和 6 年10月 8 日～令和 6 年10月 9 日
特別支援学校「福岡高等学園」	令和 6 年11月13日
糸 島 特 別 支 援 学 校	令和 6 年10月16日～令和 6 年10月17日
小 郡 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月21日
久 留 米 聴 覚 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月21日
田 主 丸 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月21日
柳 河 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月19日
筑 後 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月19日
川 崎 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月21日
嘉 穂 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月21日
直 方 特 別 支 援 学 校	令和 6 年11月14日
育 徳 館 中 学 校	令和 6 年11月19日
門 司 学 園 中 学 校	令和 6 年11月14日
宗 像 中 学 校	令和 6 年10月24日
嘉 穂 高 等 学 校 附 属 中 学 校	令和 6 年11月 6 日
輝 翔 館 中 等 教 育 学 校	令和 6 年11月13日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、生産物売払収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況（教育事務所においては、小・中学校等教職員の通勤、扶養、住居手当の認定状況）

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対 象 機 関 の 属 する 部 局 名	調査区分	件数	説 明
教育委員会	支出	1	出張旅費について、鉄道賃の算定を誤ったため支給不足となっていた。
計			1 件